

第5回 小金井市いじめ防止条例検討委員会 次第

〈日時〉 令和2年3月30日（月）
午後3時から午後4時45分まで
〈場所〉 小金井市商工会館 大会議室

1 教育委員会あいさつ

2 事務局からの説明

3 協議（意見交換）

4 事務連絡

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）
- ・ 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）第4回検討委員会からの変更について

小金井市いじめ防止対策推進条例（案）

前文

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、未来をも壊す可能性があります。それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わるすべての人々が取り組む課題なのです。

小金井市では、平成21年に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、平成24年に「いじめのないまち 小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を唱え、「いじめのない小金井市」の実現に取り組んできました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、あらためて問題を見つめなおすこと、いじめ防止の新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力しあうことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることが出来るまちをつくるよう、また、温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことが出来る社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、児童等、保護者、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する市立学校をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者、市民等その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 児童等の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 児童等の保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 児童等の保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第9条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)

第11条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)

第12条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第13条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

5 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

6 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する委員〇〇人以内をもって組織する。

7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)

第14条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会もしくは学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。

3 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、市長が任命する委員〇〇人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、市長が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。

6 市長は、調査委員会を設置したとき又は第2項の規定による答申があったときは、小金井市議会に報告するものとする。

7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(協力要請)

第15条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定めている小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童・生徒との間で、いじめ又はいじめと同様の事態が発生した場合は、いじめの防止及び解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

小金井市いじめ防止対策推進条例（案） 第4回検討委員会からの変更点について

令和2年3月30日

変更後	変更前	備考
<p>(前文) 「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、未来をも壊す可能性があります。それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わるすべての人々が取り組む課題なのです。</p> <p>小金井市では、平成21年に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、平成24年に「いじめのないまち 小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を唱え、「いじめのない 小金井市」の実現に取り組んできました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、あらためて問題を見つめなおすこと、いじめ防止の新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。</p> <p>子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力しあうことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるまちをつくるよう、また、温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏ま</p>	<p>(前文) 省略</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏ま</p>	<p>* 第4回では松嶋委員作成の3案を示しました。</p> <p>* 基本理念について第3条と合わせ、市、教育委員</p>

変更後	変更前	備考
<p>え、いじめの防止等のための対策について、<u>基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）</u>、<u>小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>、学校、児童等、保護者、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。</p> <p>3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する市立学校をいう。</p> <p>4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p> <p>6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な</p>	<p>え、いじめの防止等に関する基本理念を定め、市、<u>教育委員会</u>、学校、児童等、保護者、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 省略</p>	<p>会の定め方を変更しました。</p>

変更後	変更前	備考
<p>影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知らながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者及び市民等その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p> <p>（いじめの禁止）</p> <p>第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 （市の責務）</p> <p>第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</p> <p>2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。 （教育委員会の責務）</p> <p>第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校にお</p>	<p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知らながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組みを実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>（いじめの禁止）</p> <p>第4条 省略 （市の責務）</p> <p>第5条 市は第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</p> <p>（教育委員会の責務）</p> <p>第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、その設置</p>	<p>* 主体的を積極的に変更しました。</p> <p>* 言葉を訂正しました。</p> <p>* 読点を追加しました。 * 財政的措置の項目を追加しました。</p> <p>* 学校に訂正しました。</p>

変更後	変更前	備考
<p>けるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>(学校及び学校の教職員の責務)</p> <p>第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。</p> <p>(保護者の責務)</p> <p>第8条 児童等の<u>保護者は、子の教育</u>について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 児童等の保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。</p> <p>3 児童等の保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(市民等の責務)</p> <p>第9条 <u>市民等は、地域</u>において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 <u>市民等は、いじめを発見した場合</u>又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>する<u>学校</u>におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>(学校及び学校の教職員の責務)</p> <p>第7条 省略</p> <p>(保護者の責務)</p> <p>第8条 児童等の<u>保護者は子の教育</u>について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(市民等の責務)</p> <p>第9条 <u>市民等は地域</u>において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 <u>市民等はいじめを発見した場合</u>又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p></p> <p>*読点を加えました。</p> <p></p> <p>*読点を加えました。</p> <p>*読点を加えました。</p>

変更後	変更前	備考
<p>(小金井市いじめ防止基本方針)</p> <p>第10条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。</p> <p>2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。</p> <p>(学校いじめ防止基本方針)</p> <p>第11条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する<u>学校いじめ防止基本方針</u>を定めるものとする。</p> <p>(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)</p> <p>第12条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項</p> <p>(2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項</p> <p>(3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(小金井市いじめ防止基本方針)</p> <p>第10条 市は、<u>国のいじめ防止基本方針及び都のいじめ防止対策推進基本方針を参酌し</u>、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(学校いじめ防止基本方針)</p> <p>第11条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校における<u>いじめ防止等</u>のための対策に関する<u>基本的な方針</u>を定めるものとする。</p> <p>(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)</p> <p>第12条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（<u>以下この条において「協議会」という。</u>）を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>*参酌を削除しました。</p> <p>*いじめの防止等、学校いじめ防止基本方針に変更しました。</p> <p>*協議会の定め方を変更しました。</p> <p>*読点を加えました。</p>

変更後	変更前	備考
<p>(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)</p> <p>第13条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「<u>対策委員会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。</p> <p>3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p>4 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「<u>重大事態</u>」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「<u>法第28条調査</u>」という。)を行い、<u>その結果を教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p>5 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>6 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する委員〇〇人以内をもって組織する。</p> <p>7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>8 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)</p> <p>第13条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下この条において「<u>対策委員会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「<u>重大事態</u>」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「<u>法第28条調査</u>」という。)を<u>行うものとする。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p>	<p>* 対策委員会の定め方を変更しました。</p> <p>* 報告まで決めました。</p>
<p>(小金井市いじめ問題調査委員会)</p> <p>第14条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への</p>	<p>(小金井市いじめ問題調査委員会)</p> <p>第14条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への</p>	<p>* 調査委員会の定め方を変更しました。</p>

変更後	変更前	備考
<p>対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会もしくは学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。</p> <p>3 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもものうちから、市長が任命する委員〇〇人以内をもって組織する。</p> <p>5 委員の任期は、市長が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。</p> <p>6 市長は、<u>調査委員会を設置したとき又は第2項の規定による答申があったときは、小金井市議会</u>に報告するものとする。</p> <p>7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 （協力要請）</p> <p>第15条 市長及び教育委員会は、<u>児童等と学校以外</u>の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定めている小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する<u>児童・生徒</u>との間で、<u>いじめ又はいじめと同様の事態</u>が発生した場合</p>	<p>対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会もしくは学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行なった組織の構成員以外のもものうちから、市長が任命する委員〇〇人以内をもって組織する。</p> <p>5 省略</p> <p>6 市長は、<u>第1項の調査委員会を設置したとき、又は第2項の規定による答申があったときは、市議会</u>に報告するものとする。</p> <p>7 省略</p> <p>（協力要請）</p> <p>第15条 市長及び教育委員会は、<u>この条例で定めている学校以外</u>の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定めている小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する<u>児童又は生徒</u>との間で、法で定めている<u>いじめと同様の</u></p>	<p>*再調査の定め方を変更しました。</p> <p>*言葉を訂正しました。</p> <p>*第1項を削除し、読点を削除し、小金井市議会と変更しました</p> <p>*児童等と、を加え、学校の定め方、児童・生徒の表し方を変更しました。 *法で定めている、を削除し、いじめの事態の表し方</p>

変更後	変更前	備考
<p>は、いじめの防止及び解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>事態が発生した場合、いじめの防止及び解決に向けて協力を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 省略</p> <p>付 則</p> <p>省略</p>	<p>を変更しました。</p> <p>*は、当該学校に、を追加しました。</p>